

青森県報

号外第三十八号

平成十七年
三月三十一日
(木曜日)

目 次

告 示

字区域の廃止.....	(市) 振 興 町 村 課	一
字の名称の変更.....	(同)	一
右 同.....	(同)	二
農地法第三条第二項第五号の別段の面積の一部改正.....	(構造政策課)	二
右 同.....	(同)	二
漁港の指定内容の変更.....	(漁港漁場整備備課)	二
青森県指定金融機関等の指定の一部改正.....	(経 理 課)	三
公安委員会		
交番、警察官駐在所及び警備派出所の名称、位置等に関する規則の一部を改正する規則.....	(企 画 課)	四

告

示

青森県告示第二百六十二号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百六十条第一項の規定により、七戸町長職務執行者から七戸町の字の区域を次のとおり廃止する旨の届出があったので、同条第二項の規定により告示する。

平成十七年三月三十一日

旧天間林村の区域の大字を廃止する。

青森県告示第二百六十三号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百六十条第一項の規定により、七戸町長職務執行者から七戸町の字の名称を次のとおり変更する旨の届出があったので、同条第二項の規定により告示する。

平成十七年三月三十一日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県知事 三 村 申 吾

旧天間林村の区域

変 更 後	変 更 前
字天間館荒谷	字荒谷
字天間館大沢	字大沢
字天間館寒水	字寒水
字天間館倉越	字倉越
字天間館前川原	字前川原
字榎林家ノ後	字家ノ後（旧大字榎林の区域）
字榎林家ノ前	字家ノ前（旧大字榎林の区域）
字榎林小川向	字小川向（旧大字榎林の区域）
字李沢道ノ下	字七戸道ノ下
字榎林中田	字中田
字榎林古屋敷	字古屋敷
字榎林前田	字前田
字附田家ノ前	字家ノ前（旧大字附田の区域）
字一ツ森家ノ表	字家ノ表
字一ツ森家ノ後	字家ノ後（旧大字一ツ森の区域）

字二ツ森家ノ下	字家ノ下 (旧大字二ツ森の区域)
字野崎揚地北	字揚地北
字野崎上田	字上田
字野崎狐久保	字狐久保
字野崎境田	字境田
字野崎	字崎
字野崎樋場	字樋場
字野崎前平	字前平
字野崎森ノ下	字森ノ下 (旧大字野崎の区域)
字中岫太田嶋	字太田嶋
字中岫長沢下	字長沢下
字中岫花松下	字花松下
字中岫番屋	字番屋
字中岫東道添	字東道添
字中岫村ノ上	字村ノ上
字花松林ノ根	字林ノ根

青森県告示第百六十四号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百六十条第一項の規定により、東北町長職務執行者から東北町の町の名称を次のとおり変更する旨の届出があったので、同条第二項の規定により告示する。

平成十七年三月三十一日

青森県知事 三 村 申 吾

旧上北町の区域

上北北一丁目	変 更 後
中央北一丁目	変 更 前

上北北二丁目	中央北二丁目
上北北三丁目	中央北三丁目
上北南一丁目	中央南一丁目
上北南二丁目	中央南二丁目
上北南三丁目	中央南三丁目
上北南四丁目	中央南四丁目

青森県告示第百六十五号

昭和四十六年四月十七日青森県告示第百十五号（農地法第三条第二項第五号の別段の面積）の一部を次のように改正する。

平成十七年三月三十一日

青森県知事 三 村 申 吾

農地の表四アールの項中「西津軽郡岩崎村」を「西津軽郡深浦町のうち、平成十七年三月三十日現在における岩崎村」に改める。

青森県告示第百六十六号

平成十六年四月一日青森県告示第百五十八号（農地法第三条第二項第五号の別段の面積）の一部を次のように改正する。

平成十七年三月三十一日

青森県知事 三 村 申 吾

農地の表十アールの項中「西津軽郡深浦町」を「西津軽郡深浦町のうち、平成十七年三月三十日現在における深浦町」に改める。

青森県告示第百六十七号

漁港漁場整備法（昭和二十五年法律第百三十七号）第六条第五項の規定により、岩崎漁港の指定の内容を次のとおり変更するので、同条第十一項の規定により告示する。

公安委員会

交番、警察官駐在所及び警備派出所の名称、位置等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十七年三月三十一日

青森県公安委員会委員長 井 畑 明 男

青森県公安委員会規則第六号

交番、警察官駐在所及び警備派出所の名称、位置等に関する規則の一部を改正する規則

交番、警察官駐在所及び警備派出所の名称、位置等に関する規則（昭和三十六年八月青森県公安委員会規則第十号）の一部を次のように改正する。

別表第一青森警察署の項中

平内幹部交番	東津軽郡平内町大字小湊字家ノ下二〇四番地
浅虫交番	青森市大字浅虫字山下三〇五番地九

八甲田農業協同組合	上北郡東北町大字上野	に、
とうほく天間農業協同組合	上北郡東北町字塔ノ沢山	を
とうほく天間農業協同組合	上北郡東北町字塔ノ沢山	に改め、
とうほく天間農業協同組合天間林支所	上北郡七戸町字森ノ上	を削る。
とうほく天間農業協同組合天間林支所	上北郡天間林村大字天間館	

平内幹部交番	東津軽郡平内町大字小湊字家ノ下二〇四番地	を
市川交番	八戸市大字市川町字桔梗野上一九番地二	に改め、同表蟹田警察署の項を削り、同表八戸警察署の項中
鮫交番	八戸市大字鮫町字持越沢一五番地一	を
鮫交番	八戸市大字鮫町字持越沢一五番地一	を
鮫交番	八戸市大字鮫町字持越沢一五番地一	に改め、同表むつ警察署の項中
大湊交番	むつ市大湊新町七番一七号	を
大畑交番	むつ市大畑町中島一〇八番地七三	を
大湊交番	むつ市大湊新町七番一七号	に改め、同表七戸警察署の項中
上北郡上北町中央北二丁目三四番地七五		を
上北郡東北町上北北二丁目三四番地七五		に改める。

別表第一青森警察署の項中

戸山警察官駐在所

青森市大字駒込字螢沢四八番地九四

戸山警察官駐在所
浅虫警察官駐在所

青森市大字駒込字螢沢四八番地九四
青森市大字浅虫字山下三〇五番地九

に改め、同表蟹田警察署の項中

蓬田警察官駐在所

東津軽郡蓬田村大字蓬田字汐越二九番地

を

蓬田警察官駐在所
今別警察官駐在所

東津軽郡蓬田村大字蓬田字汐越二九番地
東津軽郡今別町大字今別字中沢一七番地
六

に改め、同表浪岡警察署の項中

南津軽郡浪岡町大字徳才子字早稲田九六番地九
三 南津軽郡浪岡町大字下十川字村元九番地

を

九 青森市浪岡大字徳才子字早稲田九六番地
青森市浪岡大字下十川字村元九番地三

に

南津軽郡浪岡町大字樽沢字村元四三一番地一

を

青森市浪岡大字樽沢字村元四三一番地一

に改め、同表七戸警察署の項中

上北郡天間林村大字天間館字森ノ上一三二番地一五
二番地一五

上北郡天間林村大字附田字塚長根四八番地五
地五

上北郡上北町大字大浦字上久保一番地三
二

を

上北郡七戸町字森ノ上一三二番地一五
上北郡七戸町字塚長根四八番地五
上北郡東北町字大浦字上久保一番地三二

に改め、同表八戸警察署の項中

白銀台警察官駐在所

八戸市白銀台二丁目一〇番地一七

を

白銀台警察官駐在所
市川警察官駐在所

八戸市白銀台二丁目一〇番地一七
一 八戸市大字市川町字桔梗野上二九番地二

に改め、同表むつ警察署の項中

脇野沢警察官駐在所

むつ市脇野沢本村二三番地

を

脇野沢警察官駐在所
大畑警察官駐在所

むつ市脇野沢本村二三番地
むつ市大畑町中島一〇八番地七三

に改める。

附 則

この規則は、平成十七年四月一日から施行する。ただし、別表第一及び別表第二の改正規定中七戸警察署に係る部分は公布の日から施行する。

(発行所・発行人)
青森市長島一丁目一番一
青森県

(印刷所・販売人)
青森市第一問屋町二丁目番七七号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十五円一銭